

新着情報

6月5日 19:00時点

第1章 経営相談

- ◆ 専門家による電話・オンライン相談の窓口を新たに開設しました。(5ページ)

第5章 経営環境の整備

【家賃関連】

- ◆ 賃貸借契約についての基本的なルールを掲載します。(63ページ)

6月2日 20:00時点

第2章 資金繰り支援

- ◆ 大企業・中堅企業向けの資本性劣後ローンの提供及び中堅企業向けの金利引下げを実施します。**第2次補正**(27ページ)

5月28日 18:00時点

第2章 資金繰り支援

- ◆ 融資限度額・借換え限度額・利下げ限度額の引き上げを実施。**第2次補正**
- ◆ 利子補給限度額を引き上げます。**第2次補正**(10・15ページ)

第3章 給付金

- ◆ 「家賃支援給付金」に関する情報を掲載しました。**第2次補正**(30ページ)

第4章 設備投資・販路開拓支援

【サプライチェーン改革】

- ◆ 「海外サプライチェーン多元化等支援事業」の公募を開始。(38ページ)

第5章 経営環境の整備

【資本性資金供給・資本増強支援】

- ◆ 中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業を掲載しました。**第2次補正**(46ページ)

【雇用関連】

- ◆ 「小学校休業等対応助成金・支援金」の上限引上げ及び対象期間の延長を行う予定です。(51・52ページ)

第6章 税・社会保険・公共料金

【税の申告・納付】

- ◆ 「納税の猶予許可通知書」等を取得すると、「新型コロナ臨時特例法第3条による納税の猶予が適用」された旨が記載される点を追記しました。(67ページ)

専門家による経営アドバイス

資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、専門家が対応します。

①全国47都道府県のごよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応いたします。

最寄りのよろず支援拠点までご相談ください。

平日のご相談

経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



土日・祝日のご相談

土日・祝日も相談を受け付けております。
開設している窓口を、右のQRコードよりご確認ください。



②ご相談の内容に応じて、無料で専門家派遣が受けられます。

※派遣申請に当たっては、事前によろず支援拠点または地域プラットフォームへのご相談が必要です。

最寄りのよろず支援拠点・地域プラットフォームまでご相談ください。

よろず支援拠点については、①のお問合せ先を、
地域プラットフォームは以下のURLまたは右のQRコードをご確認ください。
<https://www.mirasapo.jp/regionplatform/about.html>



③電話又はオンラインで、専門家が何度でも無料で相談に対応いたします。

- 経営相談体制強化事業事務局（電話相談）
受付電話番号：050-5371-9453
受付時間：9:00～17:00 ※土日・祝日含む
- 経営相談体制強化事業事務局（オンライン相談）
右のQRコードからアクセスして事前に申込をお願いします。



④テレワークやEC等の活用についてIT専門家から助言等を受けられる「中小企業デジタル化応援隊事業」を開始します。

中小企業基盤整備機構が事業開始に向けて現在準備中。

なお本事業とは別に、使いやすい業務用アプリをまとめたサイト「ここからアプリ」を立ち上げています。使いやすいITツールや活用事例を検索できますので、こちらも是非ご利用ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

大企業

中堅企業

中小企業・小規模事業者

賃貸借契約についての基本的なルール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた賃貸借契約の当事者の皆様に向けて、法務省より賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&Aが公表されています。

Q1：新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、現在借りている建物の家賃が払えなくなりました。すぐに退去しなければならないのですか。

A：賃料の支払義務の履行は重要ですが、建物の賃貸借契約においては、賃料の未払が生じて、信頼関係が破壊されていない場合には、直ちに退去しなければならないわけではありません。

Q2：新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、今後、家賃を払い続ける見通しが立ちません。家賃の減額や支払猶予等について、オーナーと交渉することはできないでしょうか。

A：賃貸借契約に定められている協議条項に基づき、オーナーと家賃の減額や支払猶予等について交渉を申し入れることが考えられます。

Q3：テナントが新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止することとなった場合、賃料が減額されることにはならないのですか。

A：当事者間でこのような場合についてあらかじめ合意している場合には、それによることになります。また、当事者間での協議も重要です。協議に当たっては、賃料の減免の要否や程度等について、事案ごとの事情を考慮して判断していただくことになります。

なお、テナントが休業した場合にも様々な場合がありますが、一例を挙げると、別段の合意がない場合において、オーナーは賃貸物件の使用を許容しているにもかかわらず、テナントが営業を休止している場合には、賃貸物件を使用収益させる賃貸人の義務は果たされており、テナントは賃料支払義務を免れないものと考えられます。他方、商業施設のオーナーが施設を閉鎖し、テナントが賃貸物件に立ち入れず、これを全く使用できないようなときは、賃貸人の義務の履行がないものとして、テナントは賃料支払義務を負わないことになると考えられます。

法務省HPでは、上記の質問・回答に加え、それぞれについての説明も掲載されています。より詳しい内容を確認したい方はこちらをご覧ください。

法務省HP 賃貸借契約に関する民事上のルールを説明したQ&A
<http://www.moj.go.jp/content/001320302.pdf>

